

中小事業者の皆様へ

中小企業経営強化税制・固定資産税特例に関する証明書の発行について

一般社団法人日本エルピーガスプラント協会

中小事業者の皆様が標記に関する証明書を依頼される場合の手続き等を下記いたします。

～証明書発行の依頼先は製造又は取り扱う設備が当協会会員企業に限ります。～

1. 制度の概要

中小事業者が中小企業等経営力強化法に基づき「経営力向上計画に係る認定」を受けて、一定要件を満たした設備を導入した場合、固定資産税の減免、及び償却時の税額控除が受けられます。

2. 優遇措置

- (1)固定資産税(地方税)の課税標準を3年間1/2に軽減
- (2)即時償却又は7%の税額控除(国税) (資本金3,000万円以下、もしくは個人事業主は10%)

3. 期間 平成29年4月1日以降取得から平成31年3月31日取得まで

4. 対象事業者

- (1)資本金の額、又は出資金の額が1億円以下の法人
- (2)資本金若しくは出資を有しない法人の場合は常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- (3)常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

5. 対象機器等の要件

次の(1)(2)の要件をいずれも満足していることが必要です。

(1)設備種類、取得価格、販売開始時期

| 設備の種類 | 用途又は細目 | 最低取得価格 | 販売開始時期 |
|------------|----------------------------------|---------|--------|
| 機械装置 | 全て | 160万円以上 | 10年以内 |
| 工具※1 | 測定工具及び検査工具 | 30万円以上 | 5年以内 |
| 器具備品※1 | 全て※4 | 30万円以上 | 6年以内 |
| 建物附属設備※1,2 | 全て※5 | 60万円以上 | 14年以内 |
| ソフトウェア※3 | 設備の稼働状況に係る情報収集機能、及び分析・稼働機能を有するもの | 70万円以上 | 5年以内 |

(注)「※」を付している項目には一定の条件があります。

※1 固定資産税の措置について、工具・建物備品・建物附属設備については、一部の地域(7都道府県:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府)においては対象業種に限定あり。

※2 固定資産税の措置について、建物附属設備は償却資産として課税されるものに限る。

※3 ソフトウェアについては、国税の措置のみ対象。

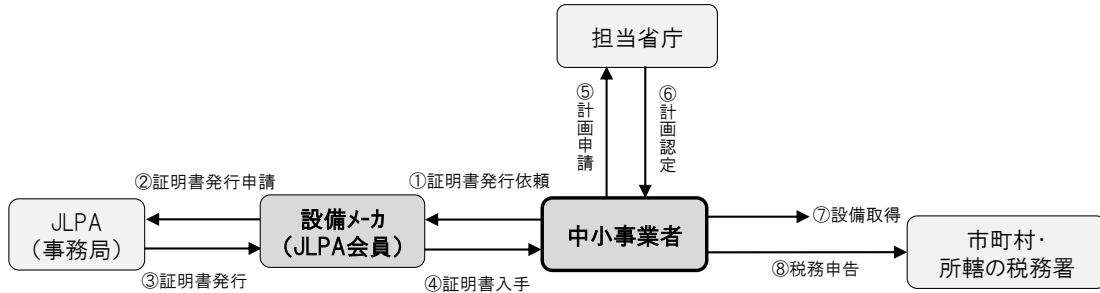
※4 国税の措置について、電子計算機については情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器については医療保険業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※5 国税の措置について、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

(注) 設備の種類によっては、税制上の優遇措置の対象から除かれるものがあります。設備メーカーは、事前に税理士に確認するなど、対象設備に該当するかどうかの確認をお願いします。

(2)前モデル（型式）比に対し生産性向上指標（例；生産効率、精度、エネルギー効率 等）が年平均1%以上であること

6. 証明書取得までの流れ



- ① 中小事業者から導入を予定している設備メーカー又は販売代理店（以下、「設備メーカー等」という。）に証明書の発行依頼をします。
 - ☛ この設備メーカー等は（一社）日本エルピーガスプラント協会（以下、「JLPA」という。）**会員企業**に限ります。
- ② 依頼を受けた設備メーカー等は証明書（様式 1）、及びチェックシート（様式 2）に必要事項を記入の上、JLPA の確認を受ける。
 - ☛ 5(2)に示す「生産性向上指標」の裏付け資料等を添付する。
- ③ JLPA では「5. 対象機器の要件」を確認し、設備メーカーに証明書を発行します。
 - ☛ 「5. 対象機器の要件」を満たさない場合は証明書の発行が出来ないこともあり得ます。
- ④ JLPA から証明書の発行を受けた設備メーカーは依頼があった中小事業者に証明書を送付します。
- ⑤ 中小事業者は④の確認を受けた設備について経営力向上計画に記載し、認定を受ける。この申請時に④の証明書の写しを添付することになります。
- ⑥ 中小事業者が認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等について税法上の要件を満たす場合、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。税務申告の際、④の証明書、⑤の申請書及び⑥認定書（いずれも写し）を添付します。

※詳細等については中小企業庁経営強化法のホームページをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170315kyoka.htm>

※当協会の会員一覧は当協会ホームページをご参照ください。

<http://www.jlpa.or.jp/kaiin/index.html>

以 上